

やまぐち健康経営企業認定制度

概要説明資料



やまぐち健康経営認定企業ロゴマーク



全国健康保険協会 山口支部
協会けんぽ

平成30年7月

1. 健康経営とは

健康経営®とは

➤従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと

業績向上・企業価値向上

- ◆生産性の向上
 - モチベーションの向上
 - 欠勤率の低下
 - 業務効率の向上
- ◆リスクマネジメント
 - 事故や不祥事の予防
 - 労災発生の予防
- ◆企業のイメージアップ
 - 企業ブランド価値の向上
 - 対外的、対内的イメージの向上 等

組織の活性化

- 生産性の向上

従業員の健康増進

- 従業員の活力の向上
- 医療費の軽減

人的資本に対する投資
(従業員への健康投資)

社会問題の解決

- 国民のQOL (生活の質) の向上
- 国民医療費の適正化

企業理念（長期的なビジョンに基づいた経営）

2. やまぐち健康経営企業認定制度の概要

◆趣旨

健康寿命の延伸のためには、生活習慣病の発症・重症化予防が重要であり、とりわけ生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な支援が課題となっています。

そこで、従業員の健康づくりを経営上のメリットと捉え戦略的に取り組む企業を評価し、その取組が継続されるよう環境整備を図ることで、企業を通じて働く世代の健康増進の自覚と実践につなげ、健康寿命の延伸を図るものです。

◆目的

従業員の健康度を企業価値とみなし経営課題として取り組む健康経営の考え方に基づき、働く世代の多数を被保険者とする全国健康保険協会山口支部（協会けんぽ山口支部）および山口県が協働して、健康経営を実践する企業をサポートすることで、企業の経営者等へ健康経営意識を浸透させ継続的な健康づくりを推進するものです。

◆対象

山口県内に所在する従業員1名以上の公的医療保険に加入している企業

※原則として、公的医療保険の適用事業所単位で本制度へのエントリーが必要です。

※協会けんぽ山口支部以外の公的医療保険に加入している企業の窓口は山口県です。

◆取組期間（協会けんぽ山口支部加入企業の場合）

協会けんぽ山口支部が健康宣言企業として登録した翌月から1年間

➢2年目以降については、原則として、毎年更新するものとします。

※本制度は平成29年度にスタートしました。

➢次のページからは、協会けんぽ山口支部加入企業のケースについてご説明します。

3. やまぐち健康経営企業認定制度のながれ①

ステップ 1

制度へのエントリー>「エントリーシート」の提出

◆企業

広報誌やホームページなどに掲載している「エントリーシート」を協会けんぽへ郵送またはFAXしてください。後日、協会けんぽ職員が企業へお伺いして、「企業健康カルテ」や事前チェックシート等から企業の現状や健康課題を確認のうえ、健康づくりの目標設定に向けたアドバイスを行います。

ステップ 2

「健康宣言書」の提出>「健康宣言企業」として登録

◆企業

ステップ1で確認した内容を参考に、企業で取り組む健康づくりのメニューをご検討のうえ、「健康宣言書」を協会けんぽへ提出していただきます。

◆協会けんぽ・山口県

- ・健康宣言証を作成し送付します。
- >健康宣言証が届いたら、企業内で掲示してください。
- ・健康宣言企業を協会けんぽのホームページや広報誌などで公表します。

ステップ 3

健康づくりへの取り組み

◆企業

健康宣言書に記載した内容や事前チェックシートの結果に基づいて、企業内で積極的に健康づくりに取り組みましょう。

◆協会けんぽ・山口県

健康づくりに関する情報提供や各種セミナーの開催、特定保健指導等を実施します。健康宣言された半年後に健康経営の実施状況についてアンケートを行い、サポートを行います。

ステップ 4

取り組み内容の振り返り>「振り返り評価シート」の提出

◆企業

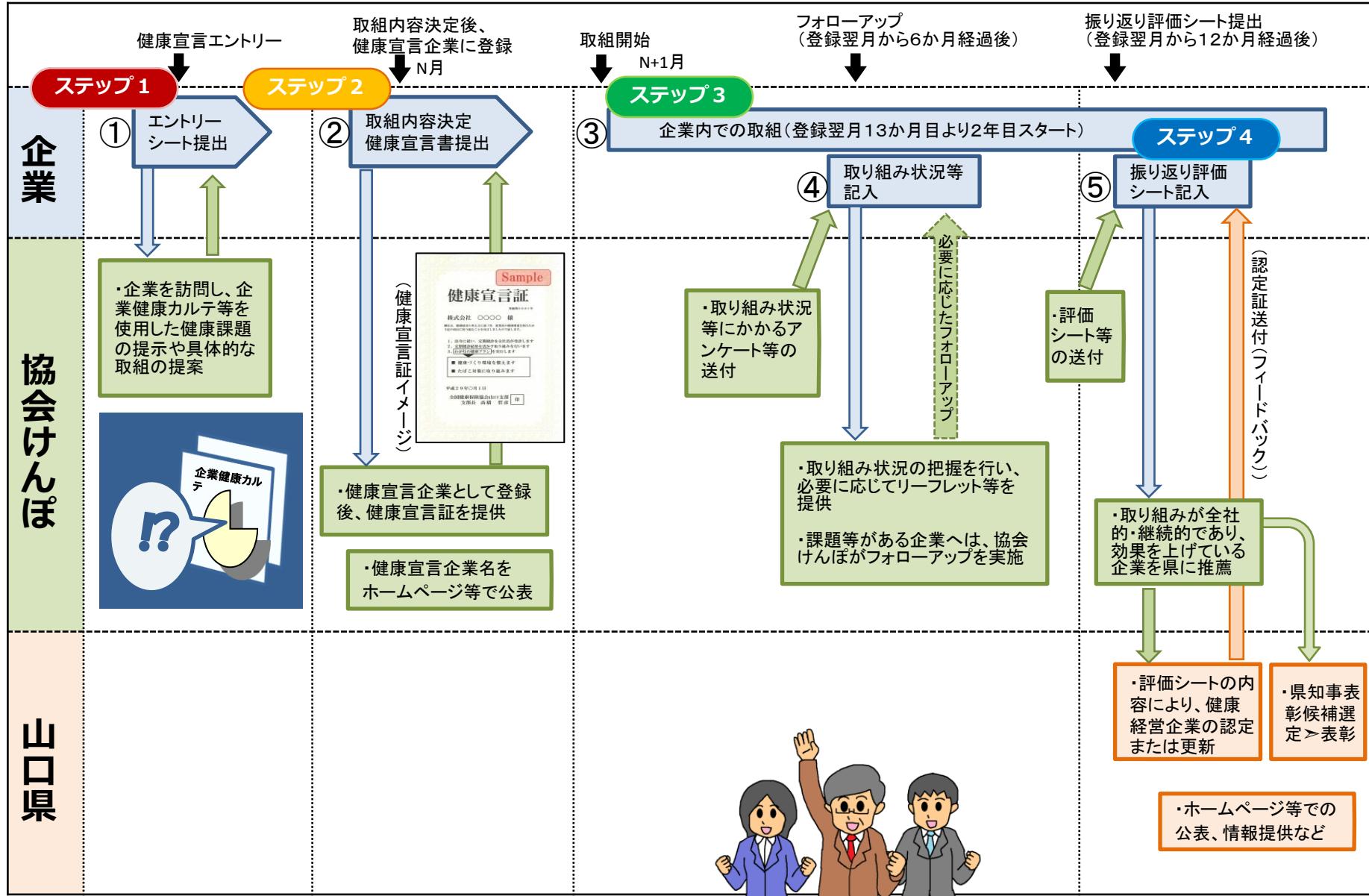
1年経過後、協会けんぽから送付される「振り返り評価シート」で、取り組み期間における健康づくりの実施状況を記入のうえ、協会けんぽへ提出していただきます。

◆協会けんぽ・山口県

- ・「振り返り評価シート」で取り組み結果を確認し、山口県が認定企業へ認定証を送付します。
- ・認定企業を協会けんぽおよび山口県のホームページや広報誌などで公表し、特に優秀な認定企業は県知事表彰を受けていただきます。

次の取り組み期間へ（1年ごとに更新）>以降、**ステップ3** **ステップ4** の繰り返し

4. やまぐち健康経営企業認定制度のながれ②



5. 健康宣言企業 ステップ2 の登録要件と特典

◆登録要件

次の1～4の全ての項目を満たした上で、健康宣言書を協会けんぽ山口支部へ提出してください。当支部において内容を確認後、「健康宣言企業」として登録し、健康宣言証をお送りします。なお、登録は毎年更新されます。

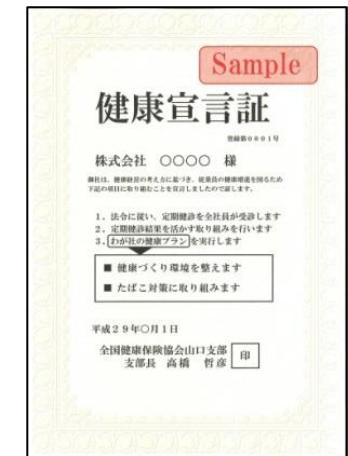
- 1 従業員の健康管理に関する法令等を遵守し、重大な違反をしていないこと
- 2 健康づくり担当者を設置すること
- 3 協会けんぽと連携し健康づくりを推進すること
- 4 企業における健康づくりの取組内容の提示および公表に承諾すること

◆特典

「健康宣言企業」として登録されると、次のような特典があります。

- 1 メディアへ企業名等を情報提供
- 2 協会けんぽ山口支部のホームページや月報誌上で企業名等を掲載
- 3 企業健康カルテを毎年提供
- 4 各種健康経営セミナーの優先案内および優先参加
- 5 協会けんぽ保健師等による特定保健指導等
- 6 国（経産省など）が実施する健康経営優良法人認定制度への推薦
➢推薦には当該健康宣言企業が、日本健康会議の定める認定基準に適合する必要があります。詳細は経済産業省ホームページでご確認ください。

※特典については、今後さらに拡大予定です。



▲健康宣言証のイメージ



6. やまぐち健康経営認定企業 ステップ4 の認定要件

◆認定要件

協会けんぽ山口支部において「健康宣言企業」（**ステップ2**）として登録された後、1年間の健康づくりへの取り組みを経て、「振り返り評価シート」において100点満点中、**65点以上**を獲得してください。

「振り返り評価シート」の提出先は、協会けんぽ山口支部です。
なお、認定の有効期間は1年間で、毎年更新するものとします。

➢ 「振り返り評価シート」は別冊「振り返り評価シート&健康づくり取組事例集」をご覧ください。



ロゴマークのイメージ

毎年、少しずつでも点数が上がるよう取り組みを進めていきましょう！



7. やまぐち健康経営認定企業 ステップ4 の特典

◆特典

山口県より「やまぐち健康経営認定企業」として登録されると、次のような特典があります。

1 山口県が次の(1)~(3)を贈呈

- (1) 「やまぐち健康経営企業認定証」（額縁入り）を贈呈
- (2) 「やまぐち健康経営認定企業」のぼり（大・竿つき）、ミニのぼり、ステッカー
- (3) 「やまぐち健康経営認定企業」ロゴマーク入りデータCD
➢ロゴマークを企業広告や名刺等に掲載可能（使用条件あり）

2 特に優良な健康経営取組企業に対しては山口県知事表彰を贈呈

3 山口県のホームページ「健康やまぐちサポートステーション」上に企業名等を掲載

4 ハローワークの求人票に認定企業であることを記載可能

➢ハローワークへの申出が必要

5 山口県若者就職支援センター「YYジョブナビ」内の企業情報欄に認定企業であることを記載可能

➢記載可能だが、求職企業登録をすることが必要

6 山口県の政策入札にかかる評価項目として登録可能

7 各種健康経営セミナーの優先案内および優先参加

※特典については、今後さらに拡大予定です。

◆平成29年度山口県知事表彰企業

企業名	所在地
澤田建設株式会社	防府市
株式会社西日本テクノ	下関市
テルモ山口株式会社	山口市
株式会社中電工	山口市



表彰式の様子（平成30年3月23日）

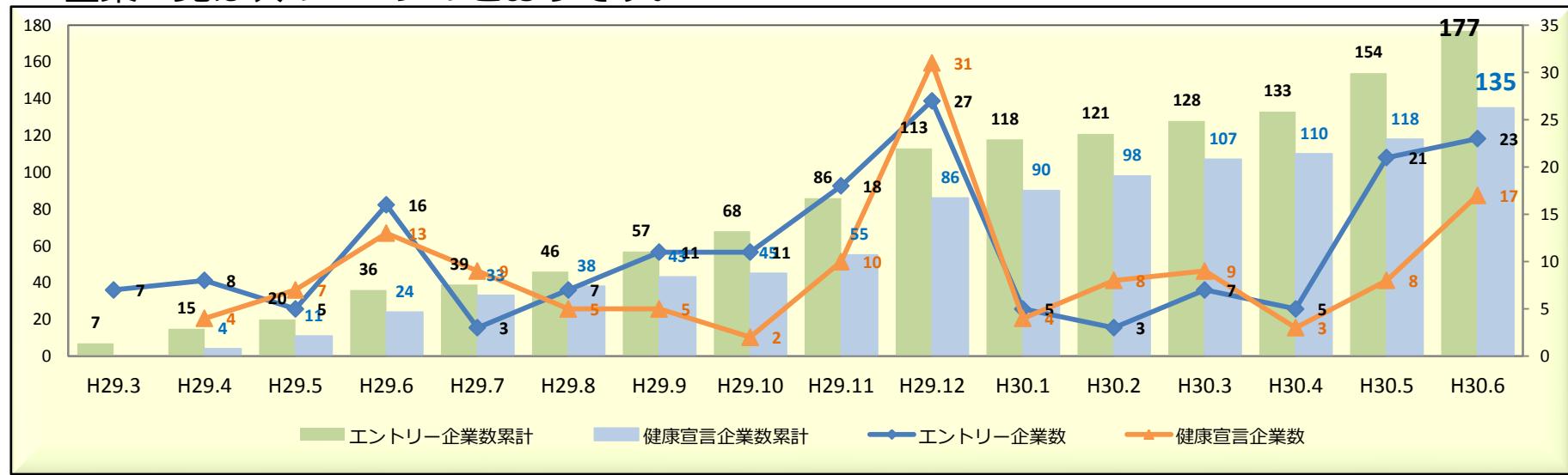
【参考1】やまぐち健康経営企業認定制度における健康宣言等企業数

◆平成30年6月末現在の健康宣言等企業数について

- ・ **ステップ1** エントリー企業数 **177社**
- ・ **ステップ2** 健康宣言企業数 **135社**
- ・ **ステップ4** 認定企業数 **27社** (うち、協会けんぽ加入企業は22社)

また、国（経済産業省等）が実施する「健康経営優良法人2018（中小規模法人部門）認定法人」のうち、山口県内に本社を有する企業数は5社（うち、協会けんぽ加入企業は4社）です。

企業一覧は次のページのとおりです。



【参考3】やまぐち健康経営企業認定制度における健康宣言企業の取組事例①

◆健康宣言をされた企業が実際にどのような健康づくりに取り組まれているか、その一部をご紹介します。

※原文を一部要約しています。1企業内で複数の取組をされている場合もあるため、1企業1項目とも限りません。また、各企業の取組を掲載しましたので重複しているものもあります。

- ・喫煙場所を限定する
- ・室内は禁煙>禁煙をすすめても実行できないようだ
- ・DVDでの健康体操の取り組み
- ・マッサージ導入
- ・YSD（やめる・整理整頓・脱評論家）、運動の推進
- ・毎月1回、健康をテーマにした、セミナー開催（従業員向け）
- ・新スローガン「血液と人間関係はドロドロよりもサラサラがいい！」
- ・インフルエンザ予防接種を受ける人を増やす為、費用の補助を半額から全額に変更した
- ・熱中症対策に現場でのスポーツドリンクを会社が費用負担した
- ・ストレスチェックの実施
- ・メンタルヘルス対策
- ・スポーツ大会を年2回開催
- ・健康セミナ一年2回開催
- ・会社敷地内禁煙
- ・ノー残業デー
- ・有給取得日の目標設定
- ・コミュニケーション増進を図るためのイベント
- ・ほめトレ、ほめ選挙などお互いが認め合うコミュニケーション
- ・社内スポーツ大会、地域の健康づくりにつながるイベント開催
- ・会社員の定期健診の受診率、100%完全実施
- ・要治療者に対する受診の呼びかけと特定保健指導の実施
- ・毎月1回、健康管理に対する注意事項及び取組方法の資料配布

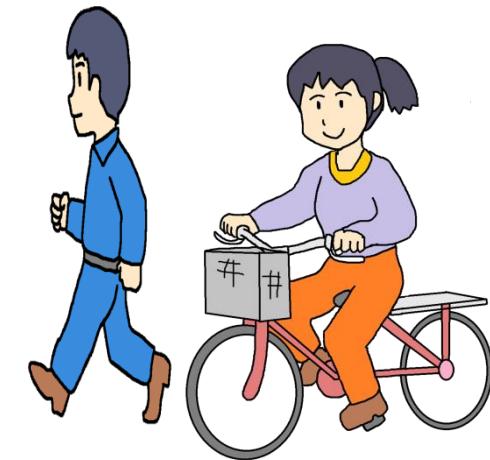
- ・会社行事を通して、職員、協力会員に対して健康情報を提供する
- ・年次有休最低取得目標（5日）を設定する
- ・糖尿病や歯周病に関する情報提供をする
- ・感染症予防の研修会
- ・リーフレット等の配布で健康情報を提供している
- ・管理監督者向け「メンタルヘルス研修会」の実施
- ・喫煙所の設定（原則屋外）、共用（会議室）も禁煙とする
- ・健康診断後、結果の管理
- ・休憩室に体重計を設置
- ・始業前に組織的に体操を行っている
- ・各種健康に関する情報提供（休憩室に掲示）
- ・禁煙手当の支給を開始した
- ・年間休日を増加した
- ・健康づくり担当者による計画の立案・目標の作成
- ・インフルエンザ予防接種の費用負担
- ・健康管理
- ・ラジオ体操
- ・健康診断で悪い所を改善出来た場合は奨励金を出す
- ・再検査者は6月中に再検を必ず行なう
- ・採用者を増し残業を減らす
- ・協会けんぽHPの健康情報及び健康レシピの情報提供（月2回）



→次のページに続きます。

【参考3】やまぐち健康経営企業認定制度における健康宣言企業の取組事例②

- ・協会けんぽによる特定保健指導の受診
- ・二次検査受診の働きかけ及び報告書の提出
- ・健診に胃がんリスク検査、便潜血検査を追加し、有所見者へのフォロー実施
- ・職員の意識向上を図るため、健康教育等に関する研修の実施
- ・職場環境改善の取組の一環として健康づくり環境の整備→現状の課題把握
- ・広報誌を発行して健康に対する意識を高める
- ・インフルエンザ予防接種助成
- ・始業前のラジオ体操
- ・事務所に体重計や血圧計を設置し記録を取る
- ・社員の意見交換の場で健康に関する情報を伝える
- ・交流の為のバーベキュー等のイベントの開催
- ・就業前のストレッチ
- ・週2日のノー残業の設定
- ・年次有給休暇の取得率の向上 職員年9日、非常勤年4日
- ・メンタルヘルス研修会 ストレスチェックは実施しているが、研修会は開催していない。
- ・全職員へのインフルエンザ接種、インフルエンザ、ノロの発生時の院内お知らせ（委託職員も含む）
- ・今年度初めて歯科健診を行ったので、事後アンケートの実施
- ・職業病対策として腰痛予防対策体操
- ・昼休み後、アクティブ体操の導入
- ・本社産業医の講話を拠点へWeb配信
- ・60才以上の脳ドック推奨
- ・毎朝のラジオ体操
- ・歩数計の所持（1人1つずつ）
- ・定期的な健康診断
- ・年2回の定期健康診断の受診の奨励
- ・社内に健康器具の設置
- ・インフルエンザ予防接種の呼びかけ
- ・協会けんぽからのメルマガ掲示
- ・健診の積極的受診と結果に対する考え方
- ・個々の体調管理の適正をすすめる



➢このほかにも、独創的な取り組みをされている企業が多数あります！

